

休職した方がいたら・・・

- 1 6月から12月までに休職に入り、一括徴収できなかった市・県民税は、普通徴収という方法で本人より納付していただきます。休職される方にもあらかじめご説明ください。
- 2 復職して、再度特別徴収を希望される場合は、特別徴収への変更依頼書を提出してください。

記載例

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

令和 8 年 10 月 2 日		給与支払者 (特別徴収義務者) 大仙市長 あて	所在地 (住所)	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号		7012345678			
大仙市長			名 称 (氏名)	株式会社 大仙産業 取締役社長 大仙 一二		受 給 者 番 号	0001			
あて			個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		連絡者の 係、氏名 及び電話 番号	係	総務係		
						氏名	大仙 一子			
						電話	(0187) 63 - 1111			
給 与 所 得 者			(ア)		徴収	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の	異動後の未徴収
フリガナ			特別徴収税額 (年税額)		済月	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	年 月 日	事 由	税 額 の 徴 収
氏 名			円		6	円	円	8	1. 退職(普・障)	1. 特別徴収継続
個人番号			12,000		月分	4,000	8,000	9	2. 転勤	A欄へ
生年月日					から			18	3. 休職	B欄へ
(S)・H・R 50 年 8 月 31 日					9				4. 長期欠勤	2. 一括徴収
(1月1日現在の住所...必ず記入願います)					月分				5. 死亡	B欄へ
旧 住 所					まで				6. 会社解散	3. 普通徴収
大仙市大曲栄町13番50号									7. その他	C欄へ
(給与の支払を受けなくなった後の住所)									()	
新 住 所										
同上										

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号										
		個人番号又は法人番号										
所在地	〒 ー											
名 称												
担当者											電話	
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分												
(月 日納期) から徴収するよう連絡済です。												
新受給者番号												

B 一括徴収	
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。	
一括徴収した	
税額	円 は、 月分
(月 日納期)	
で納入します。	

C 普通徴収	
未徴収税額(ウ)をご本人が支払います。	
(市役所から退職者 本人宛に税額通知)	

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。